

事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に対する過料処分に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に対する過料処分に関する手続について必要な事項を定める。

(督促書の送付)

第2条 NPO法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定により提出が義務付けられた事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月奈良県条例第7号）第5条に規定する期限から1月を経過しても所轄庁に提出しないときは、奈良県地域創造部県民くらし課長（以下「課長」という。）は、当該NPO法人に対して督促書を送付するものとする。

2 前項の督促書は、原則として当該NPO法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。

(再督促書の送付)

第3条 前条の期限から3月を経過しても、NPO法人が事業報告書等を所轄庁に提出しないときは、課長は、当該NPO法人の理事及び監事に対して再督促書を送付するものとする。

2 前項の再督促書は、当該NPO法人の理事及び監事の住所又は居所に送付するものとする。

(過料事件通知書の送付)

第4条 NPO法人が前条の再督促書において指定された期限までに事業報告書等を所轄庁に提出しないときは、課長は、法第80条第5号に該当するものと思料されるとして、当該NPO法人を代表する役員について、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条の管轄裁判所（当該NPO法人を代表する役員の住所または居所の所在地を管轄する地方裁判所）に過料事件通知書を送付するものとする。

ただし、当該NPO法人を代表する役員が死亡している場合はこの限りではない。

2 前項の過料事件通知書には、当該法人に関する次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記簿謄本
- (3) 代表する役員の氏名及び住所に関する書類
- (4) 督促書
- (5) その他参考となる書類

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月27日から施行する。